

デジタル改革関連6法案についてプライバシー権保護等の観点から
抜本的修正と慎重審議を求める会長声明

政府が、2021年2月9日に閣議決定して国会に提出した、いわゆるデジタル改革関連6法案は、衆院内閣委員会において一部修正された上で同年4月衆院本会議において可決され、現在参議院で審議中である。

デジタル改革関連6法案は、「デジタル庁設置法案」により内閣総理大臣を長とする強力な総合調整機能を有するデジタル庁を新設し、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」により関連する多数の法律を一括改正して、個人情報関係3法（個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律）を一本化するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度も統一化した上で国が管理を強化すること等を内容としている。省庁間及び省庁・地方自治体間の情報システムの共通仕様化と相まって、デジタル庁が中核となり、マイナンバーと紐づけられる多様なセンシティブ情報を含む個人情報を一元的に管理し活用することが企図されている。

しかし、今般のデジタル改革関連6法案では個人のプライバシー権の保障が明記されていないところ、法改正によって、省庁間・国自治体間の壁を取り払った、デジタル庁を頂点とする個人情報の一元管理を実現しようとして政府や民間企業によるデータの利活用を目指すものであり、プライバシー権の重要性を明記し同時に保護を図る措置をとらなければ、個人の権利・利益が後退するおそれがある。

人は監視されていると感じると、自らの価値観や信念に基づいて自律的に判断し、自由に行動して情報を収集し表現することが困難になる。プライバシー権（憲法13条）は、個人の尊厳にとって不可欠な私的領域における人格的自律を実現するとともに、立憲民主主義の維持・発展にも寄与する極めて重要な人権である。特に大量の情報が集積される超監視社会とも呼ぶべき現代にあっては、公権力により監視対象とされる個人の私的情報は必要最小限度とし、公権力が個人情報を収集、検索、分析、利用するための法的権限と行使方法等を厳格に定めた法制度が構築されなければならない。

しかるに今般のデジタル改革関連6法案には、EU一般データ保護規則（GDPR）が定め

るような個人データの保護がデータ主体の基本的な権利であることが明確に謳われていないばかりか、本人の同意がない公権力による目的外利用を認める規定が厳格な歯止めがかけられないまま盛り込まれているなど（改正個人情報保護法案第69条2項2号、同3号等）、その権利保護は極めて不十分なものとどまっている。

また個人情報の保護については、官民が管理する個人情報全般の取り扱いを監視・監督する独立した第三者機関を創設し、政府からの独立性、権限、専門スタッフ、財源を十分に保障して機能を強化することが必要不可欠である。

しかるに、今般のデジタル改革関連6法案では、実効性ある監視・監督システムが整備されていない。この点、統合された個人情報保護委員会が民間企業、公的機関、行政機関の全体の監督を委ねられているところ、その権限に関して、不適切な個人情報の取扱いについて勧告はできるものの（改正個人情報保護法案第158条）、個人情報取扱事業者等に対し認められている命令（同案第148条第2項、第3項）を発することはできず、民間部門に対するものと比べても不十分なものとなっている。

特定秘密保護法に関連して設立された政府・国会の機関も現在十分に機能しているとはいえ、公安警察活動等の情報機関の活動に対する監視・監督は全く行われていない。特定秘密指定や情報機関の活動についても、政府から独立した第三者機関による監視・監督機関を整備することが不可欠である。

個人情報保護の分野については、地方自治体が国に先駆けて条例を制定してきた歴史があり、これを尊重して国と地方自治体の分権的な個人情報保護システムが構築されてきたところ、今般の改正により、地方自治体の個人情報保護も含めルール的一本化が原則とされ、条例制定の範囲が極めて限定されるとともに（改正個人情報保護法案第108条）、条例を定めた際には届け出なければならない体制へとドラスティックに変化する（同案第167条第1項）。これは憲法が定める条例制定権に対する大きな制約ともなりかねない重大な制度変更であり、現在及び将来の住民の生活に大きな影響を及ぼすおそれがある。

当会は、2012年8月2日「共通番号制度導入のための「マイナンバー法」案の制定に反対する会長声明」を公表し、共通番号によって結び付けられる情報が年金、健康保険、介護保

険、税務等個人の生活全般に関わる広範囲のものとなっている上、民間分野においても共通番号を利用することが予定されているところ、情報漏洩や不正利用によって国民の深刻なプライバシー権の侵害が生じるおそれが極めて高いことを指摘し、個人情報の取扱いに関する監視・監督を担う「個人番号情報保護委員会」の実効性にも疑問を呈した。

今般のデジタル改革関連6法案は、上記会長声明において当会が指摘した深刻なプライバシー権の侵害のおそれを、解消するどころかかよいよ具体化するものである。プライバシー権や地方自治の本旨が損なわれることのないよう抜本的な修正を行った上で、慎重かつ十分に審議がなされることを求めるものである。

2021年(令和3年)5月6日

宮崎県弁護士会

会長 谷口 渉



ⁱ 個人データに関する自然人の保護および同データの自由な移動に関する規則 (General Data Protection Regulation; GDPR)。2016年4月27日制定、2018年5月25日までにEU各国に導入。データ主体である個人の権利を基本的な権利として位置づけ、個人データ保護の権利尊重を宣言した上で、アクセス権、訂正の権利、消去の権利等、データ主体の権利を定めている。